

NPO 法人

うえるかむ

権利擁護サポートセンター船橋

通信



第 4号 平成 23年6月8日発行

〒273-0046 船橋市上山 1-157-4 (カメラハウス 2階) ☎ & Fax 047-710-7045

IP 電話 050-3496-9981 メールアドレス ; qqxt3s29n@canvas.ocn.ne.jp

NPO法人になりました

「うえるかむ権利擁護サポートセンター船橋」は、船橋市手をつなぐ育成会が母体です。

「想定外か想定内か」
船橋市手をつなぐ育成会会長
好村 肇

福島第一原発事故で、想定外か、想定内か話題になっています。16米の大津波に襲われたのであるから正に天災であり、人災ではないと東電は主張しているようですが、被災を受けた人たちには言い訳としか思えません。もっと安全基準を高く想定していれば事故は防げたのではないとも言われていますが、後の祭りです。

育成会が、「親心の記録」を製作、「うえるかむ権利擁護サポートセンター船橋」を立ち上げたのは、親が亡くなった時のことを主として想定し、知的障害者の子どもを守る考え方によるものです。自分がこの世からいなくなることを想定することは誰もいい気持ちにはなれません。それで時期を逃したら福島第一原発の二の舞です。成年後見制度の利用も色々なことを想定して決めなければなりません。

その時こそ、気軽に「うえるかむ」に相談することとしましょう。

きずな(絆)



このたび、長年の夢がかない、NPO法人格を取得することが出来ました。「NPO法人うえるかむ権利擁護サポートセンター船橋」、長すぎますが、正式名称です。でも、皆様には、簡単に『うえるかむ』と覚えてくださると嬉しい限りです。

あの震災ではなくなられた方々や消えた町の数之余にも大きく、原発事故も加わって、終息・復興には時間がかかりそうです。被災地の方々のご健康が気になります。3月11日は私も次男との連絡が取れずオロオロしました。その息子の第一声が「こんな時、家族の絆を感じるね」と神妙に家族を気遣う言葉でした。その後、ニュースでたびたび「きずな」という言葉が使われ、避難所の絆、地域の絆、単身は不安と若者が結婚を真剣に考えるようになったり、被災地で様々なイベントで絆を確かめるような支援活動も行われています。

私たち親の会、育成会はまさしく“固い絆”で結ばれています。しかも60年近い歴史のある絆です。あらためて有り難味を感じました。

被災された旭市の障害のお子さんをお持ちの方が「仲間や友達に助けられている。近隣の方が一緒だから心強い。」また、「遠い？船橋から、電話をもらったので元気が出た」と気丈にもおっしゃっていました。気持ちが少し軽くなり、ほっとしました。

うえるかむの役目は、不安や心配事をお持ちの仲間に「ほっとしていただくこと」。きずなを確かめられる場所を目指したいと思います。 赤津

うえるかむ設立記念講演 7月8日(金)

講師 長瀬 修氏 東大准教授

テーマ「国連障害者差別禁止条約と地域で幸せに暮らすために」～親たちにできることは～(仮題)

会場：船橋市中央公民館 第4集会室

時間：10:00～11:50

人力車のギターの弾き語りもお楽しみください。

どんな時に成年後見（補佐・補助）制度が必要？

事例： A子さん(30歳・Bの1)の場合 ～両親が亡くなって～

A子さんは5年前にお母さんを、そして最近お父さんを脳梗塞で亡くしました。長い間お母さんの看病とA子さんのお世話をお父さんひとりで頑張って来られました。A子さんのことは5年間でとても理解し、通所介護施設に通うための支度や嗜好、薬のこと、財産のこと、性格などを『親心の記録』に書き止めてくれていました。親心の記録には、親亡き後のA子さんの生活設計と将来の希望も書き込まれていました。また、成年後見制度のことも記録されていて、「出来れば被保佐人にして欲しい。選挙は本人がちゃんと選んで投票に行っているから」とありました。

A子さんは、1ヶ月ほど入所施設のショートステイを利用しながら、元の通所施設やショートステイの職員と日頃利用していた居宅介護サービスの職員、そして成年後見制度のセンター所属の保佐人候補者にA子さんも交えて、申し立ての準備を始めました。戸籍謄本や住民票を取り寄せることはセンター職員がしましたが、申し立てはA子さん自身がする“本人申し立て”をしました。被保佐人となったA子さんはその後グループホームに入居。時には移動支援を利用して夕方からカラオケや豪華なお食事を楽しんでいます。お小遣いは世話人に聞きながら自分でノートに記録して管理しています。

時々、アルバムを開いている時は寂しそうですが、以前とあまり変わらないスタッフや友達に囲まれ、明るく暮らしています。



平成23年5月14日(土)に発会式を開催しました。これから連携して頂く関係団体の方にご臨席いただきました。



左から、尾村相談員、赤津室長、野口理事

NPO法人うえるかむ権利擁護サポートセンター発会式



来賓の皆様から温かい激励の言葉をいただきました。

NPO法人うえるかむ権利擁護サポートセンター船橋
毎週火曜日と金曜日 10:00～15:00 成年後見、権利擁護その他、お気軽にご相談ください。
内容によっては専門家におつなぎします。
相談室に電話がつかないときは 090-1217-3003

編集後記

障害のある子どもを殺害した親たちの悲惨なニュースがあいつぎました。誰か気づいて助けられなかったのでしょうか…。残念です。